

(様式1)

〇〇〇 第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

〇〇施設整備費国庫補助金により取得した△△施設  
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第  
22条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄 )

2 処分の内容

3 処分の理由

#### 4 処分の概要

都道府県名	補助事業者	事業名	補助区分			
国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	国庫補助額全体	総事業費	国庫補助年度	経過年数		
円	円	円	年度	年		
譲渡予定額 (譲渡の場合)	評価額	評価額の算出方法 (いずれかに○)				
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額				
処分に係る財産目録						
施設 名称	形状 寸法	数量 単位	処分制限 期間	着工・竣工 年月日	処分予定 年月日	備考

#### 5 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 (1)② (ア イ ウ エ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1)① (ア(ア) ア(イ) ア(ウ) ) ②

#### 6 添付資料

- ・対象施設の位置図・図面及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書、確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可) 及び事業実績報告書
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- 1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 経緯及び処分の理由・内容  
財産処分をするに至った経緯と理由・内容を記載すること。  
内容については、処分施設毎に処分方法を明らかにしながら記載すること。  
なお、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。
- 3 処分の概要
  - (1)「事業名」欄については、水道事業名（例：○○簡易水道事業）を記載すること。
  - (2)「評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存価格（減価償却後の額）を記載し、「評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。
- 4 承認条件としての納付金  
財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。  
その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。
- 5 添付書類
  - (1)対象施設の全部を譲渡又は貸与する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
  - (2)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
  - (3)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(様式2)

〇〇〇 第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設整備費国庫補助金により取得した△△施設  
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第  
22条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類（該当するものに○）  
（ 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 ）

2 処分の内容

--

3 処分の理由

--

4 処分の概要

都道府県名	補助事業者	事業名		補助区分	
国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	国庫補助額全体	総事業費	国庫補助年度		
円	円	円	年度		
処分に係る財産目録					
施設名称	形状寸法	数量 単位	着工・竣工 年月日	処分予定 年月日	備 考

5 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

(1) ( ① ② ) (2)

6 添付資料

- ・対象施設の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書、確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）及び事業実績報告書
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- 1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 経緯及び処分の理由・内容  
財産処分をするに至った経緯と理由・内容を記載すること。  
内容については、処分施設毎に処分方法を明らかにしながら記載すること。  
なお、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。
- 3 処分の概要  
(1)「事業名」欄については、水道事業名(例：○○簡易水道事業)を記載すること。  
(2)「評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存価格(減価償却後の額)を記載し、「⑭評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。
- 4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目  
承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。
- 5 添付書類  
(1)対象施設の全部を譲渡又は貸与する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。  
(2)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。  
(3)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。